

(資料C)

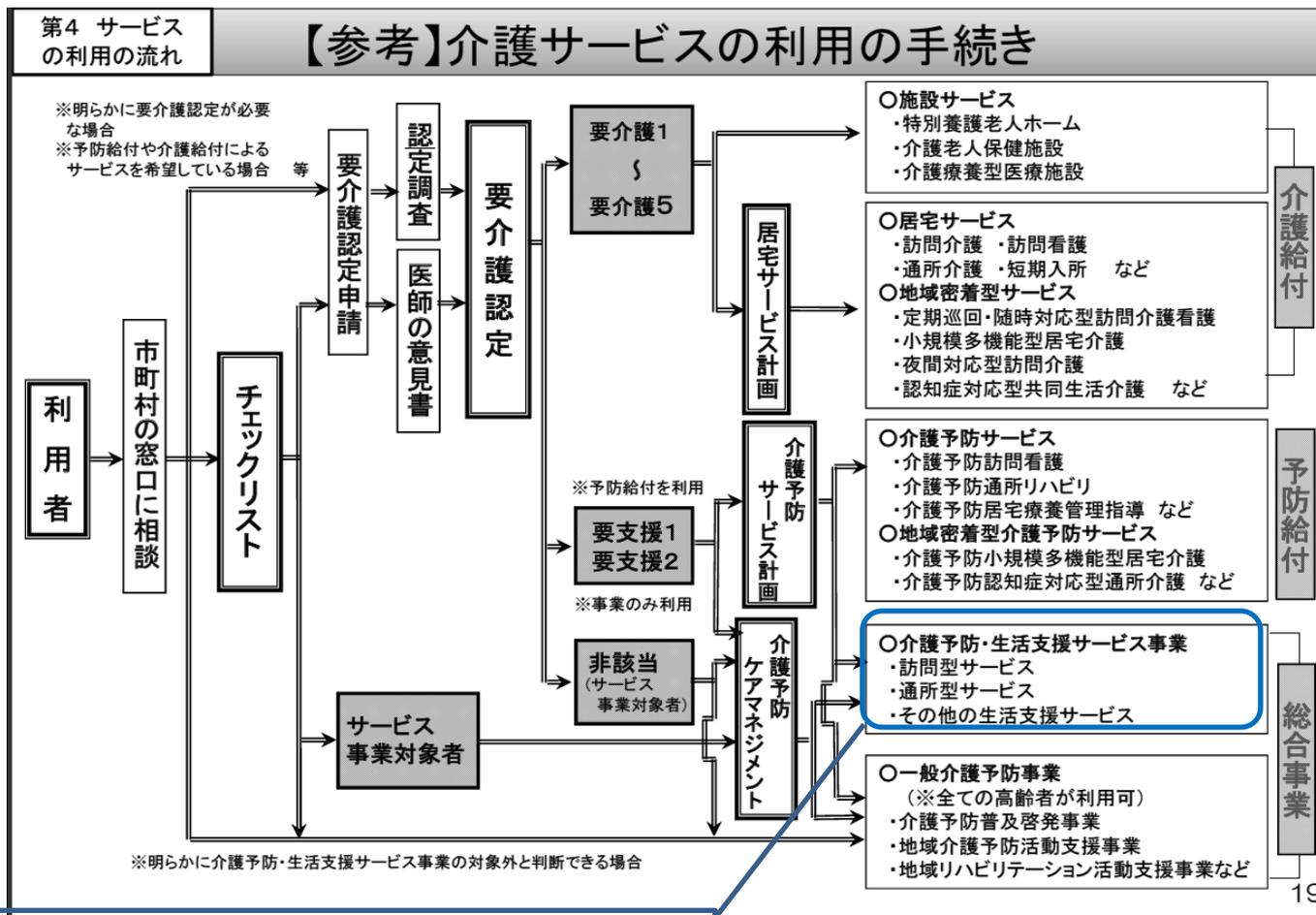
サービス事業費の請求に関して

H28.8.26(金) 15:30~17:30

西海市 長寿介護課

地域包括支援センター

新しい総合事業で国保連合会に請求するサービス



新しい総合事業で国保連合会に請求するサービス
(指定事業者によるサービスに限る)

介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(概要)より

事業者指定の基本方針①

前提条件(平成28年10月時点)

西海市における介護予防・生活支援サービス事業の事業者指定にあたっては、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けていることを前提とする。

指定申請

※指定を受けた時期により異なる

| 指定時期 | 国基準相当サービス | 市独自緩和型サービス |
|---|----------------|--|
| 平成27年3月31日の時点で介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている事業所 | 申請不要 ★みなし指定 | 平成30年3月までに 申請必要 (平成28年10月時点ではサービスなし。 後日、お知らせします。) |
| 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けた事業所 | 申請必要 | 申請必要 (平成28年10月時点ではサービスなし。 後日、お知らせします。) |

事業者指定の基本方針②

総合事業への移行に当たって、総合事業に係る規定の施行日前日である平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、当該施行日において、総合事業(国基準相当サービス)による指定事業者の指定とみなす。

➡ 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けた事業者は、みなし指定の適用を受けないため、別途、西海市へ国基準相当サービスの指定申請が必要。

みなし指定の有効期間

平成27年4月から平成30年3月末日まで

平成30年4月以降、国基準(予防給付)相当サービスの提供を行う場合は、平成30年3月までに更新の手続きを行う必要がある。

事業所は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求します

<ポイント>

総合事業の現行相当サービスの審査支払は、これまで同様、国保連合会経由で行ないます。

ただしその際の請求コードは、みなしサービスコード表による総合事業専用の請求コードを使用します。介護給付費からではなく地域支援事業からの支払いとなるためです。

また、西海市の総合事業対象者は、西海市の被保険者及び西海市に住民票のある住所地特例者となります。

請求コードの利用パターンは次のとおりです。

【例】西海市は総合事業実施、「他市」は総合事業未実施の場合

総合事業のサービスコード(訪問A1、通所A5)で請求する

パターン1 西海市の被保険者 ⇒ 市内の事業所を利用

パターン2 西海市に住民票のある住所地特例者(保険者は他市) ⇒ 市内の事業所を利用

パターン3 西海市の被保険者 ⇒ 市外の事業所を利用

パターン4 西海市に住民票のある住所地特例者(保険者は他市) ⇒ 市外の事業所を利用

介護予防のサービスコード(訪問61、通所65)で請求する

パターン5 他市の被保険者 ⇒ 市内の事業所を利用

パターン6 他市に住民票のある住所地特例者(保険者は西海市) ⇒ 市内の事業所を利用

パターン7 他市の被保険者 ⇒ 市外の事業所を利用

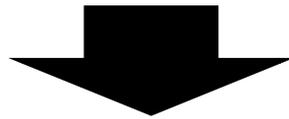
パターン8 他市に住民票のある住所地特例者(保険者は西海市) ⇒ 市外の事業所を利用

※上記説明の他市＝総合事業を実施していない市町村

予防給付から総合事業への移行①

★Q&A★

平成28年10月から総合事業を開始するとのことであるが、既に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の給付サービスを利用している方が総合事業のサービスに移行する時期はいつになるのか。



各利用者の認定期限に関わらず、
平成28年10月に一斉移行

- ◆ 平成28年9月に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の給付サービスを利用している方が、マネジメントの結果、10月のサービス利用に関しプラン変更がない場合、10月からは介護予防・生活支援サービスの国基準(予防給付)相当サービスとして提供。
 - ➡ 10月分の報酬から、介護予防・生活支援サービスのサービスコードで請求
- ◆ 報酬については、従来どおり長崎県国民健康保険連合会を經由して請求するものとする。

予防給付から総合事業への移行②

介護予防・生活支援サービスのサービスコード

| 事業所種別 | 国基準相当サービス | 市独自サービス |
|------------------------------------|-----------|---|
| 平成27年3月31日の時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業所 | A1 | A2～A4 〔平成28年10月時点ではサービスなし。 後日、お知らせします。〕 |
| 平成27年3月31日の時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業所 | A5 | A6～A8 〔平成28年10月時点ではサービスなし。 後日、お知らせします。〕 |

※詳細はサービスコード表を参照

予防給付から総合事業への移行③

ケアマネジメント 区分支給限度額について

| 利用者区分 | サービス利用パターン例 | | ケアマネジメント | 支給限度額(月) |
|---------------|---------------|------------------|------------------|----------|
| 事業対象者 | 事業(訪問介護)のみ | | 介護予防 ケアマネジメント | 5,003単位 |
| | 事業(通所介護)のみ | | | |
| | 事業(訪問介護と通所介護) | | | |
| 要支援1 | 給付のみ | | 介護予防支援 | 5,003単位 |
| | 給付 + | 事業(訪問介護) | | |
| | | 事業(通所介護) | | |
| 事業(訪問介護と通所介護) | | 介護予防 ケアマネジメント | | |
| 要支援2 | 給付のみ | | 介護予防支援 | 10,473単位 |
| | 給付 + | 事業(訪問介護) | | |
| | | 事業(通所介護) | | |
| 事業(訪問介護と通所介護) | | 介護予防 ケアマネジメント | | |

※上記説明の給付＝総合事業以外の介護予防(給付)サービス

予防給付から総合事業への移行④

各書類の整備

介護予防訪問介護、介護予防通所介護（予防給付）から介護予防・生活支援サービス（総合事業）への移行にあたり、指定事業者は次の書類について適宜整備が必要。

運営規程、契約書、重要事項説明書、その他サービス提供に係る書類

★書類整備の例★

| 整備項目 | 変更前 | 変更後 |
|--------|----------|---------|
| サービス名称 | 介護予防訪問介護 | 第1号訪問事業 |
| | 介護予防通所介護 | 第1号通所事業 |

予防給付から総合事業への移行⑤

契約書等の取り扱い(平成28年10月の対応)

重要事項説明→個人情報利用承諾→状況把握・課題分析→ケアプラン(居宅介護支援)→個別サービス計画(サービス事業所)→サービス提供→評価といった、基本的プロセスは変更ありません。

ただし、サービスが予防給付から総合事業に変わるため、契約書、重要事項説明書、運営規定、定款について総合事業に関する記載を盛り込み説明する必要があります。適切にご対応お願いします。

契約書等様式の変更方法に決まりはありませんが、下記に【見直し例】を記載しますので、ご参照ください。

契約書等は、予防給付と総合事業を別々に作成しても、一体的に作成してもかまいません。また、現行の書式を流用してもかまいませんが、介護保険法で使用されている用語にて記載願います。

【例】「第一号訪問介護事業(現行相当サービス)」

【見直し例】

契約書に以下の文面を追加する

(介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合)

第〇〇条 利用者が介護保険法等関連法令に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)を利用する場合には、本契約に「介護予防サービス」とあるのは「総合事業サービス」、「介護予防支援」とあるのは「介護予防ケアマネジメント」と読み替えるものとする。